

## 益城町震災記念公園中心拠点基本計画（案）

### I 本計画について

#### 1. はじめに（本計画策定の目的）

平成 28 年(2016 年)4 月の熊本地震により甚大な被災を受けた益城町では、平成 29 年(2017 年)8 月に「益城町『平成 28 年熊本地震記憶の継承』基本方針」(以下、「方針」という。)を策定し、全住民が平成 28 年熊本地震についての経験を共有し、それに基づき、災害に対する備えに取り組むことを第一の目的として、震災の記憶の継承に取り組んでいます。方針では、震災により失われた尊い命について追悼の想いと共に記憶することとし、その方法として震災記念公園の整備等に取り組むとしています。

また、平成 30 年 3 月には震災記念公園(仮称)基本構想(以下、「構想」という。)を策定し、地域の人が日常的に来る場所に震災の記憶が存在し、中心拠点と校区拠点から成るネットワーク型公園の整備等を基本的な考え方としています。

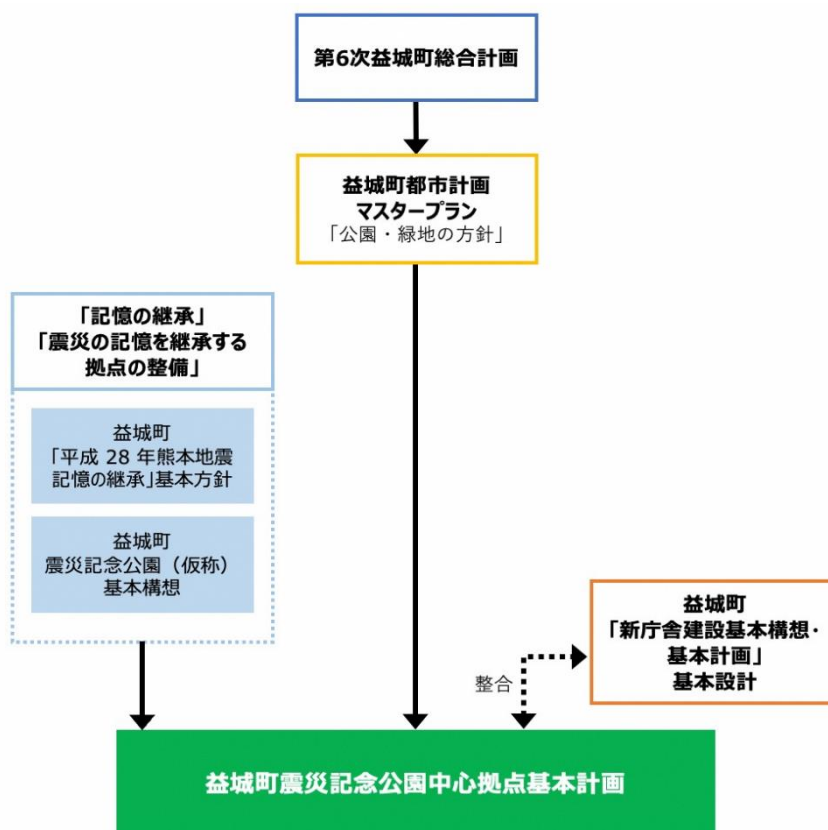
本計画は、方針と構想に基づき、日常的に住民が集い周囲とのコミュニケーションを図り、復興に向けて培われた周囲との絆やコミュニティを維持していく場としての役割と果すとともに、震災により失われた尊い命を悼み、命の大切さ、命を守ることの大事さを伝える場となる「益城町震災記念公園中心拠点」(以下、「震災記念公園中心拠点」という。)の整備計画について、基本的事項等をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において指針となるものです。

## 2. 上位計画及び関連計画における基本計画の位置づけ

益城町震災記念公園中心拠点は、広く町内外の方に親しまれる「公園」として整備されます。「第6次益城町総合計画」においては、「住宅地近辺に、日常的に公園として利用でき、かつ、災害時には一時的な避難場所として利用できる公園・緑地が整備されている。」という目標が掲げられており、本計画は、この目標の実現に向けた具体的な計画の一つとして位置づけられます。また、本町の都市計画における最上位計画である、「益城町都市計画マスタープラン」に整理されている「公園・緑地の方針」にも沿いながら、重要な都市施設の整備に向けた計画との認識に基づき、策定されるものとなります。

また、益城町震災記念公園中心拠点は、現在建設中の役場新庁舎に隣接して整備される予定であり、「新庁舎建設基本構想・基本計画」や基本設計にも位置づけられた拠点となりますので、本計画は、既に進行している役場新庁舎整備に関する計画や設計等と密に整合をとりながら策定される必要があります。

その上で、本計画は「第6次益城町総合計画」の中の、特に「記憶の継承」や「震災の記憶を継承する拠点の整備」といったプロジェクト・施策に位置づけられるものとして整理を行います。具体的には、「益城町『平成28年熊本地震記憶の継承』基本方針」に掲げられている「記憶の継承」の目的や意義を踏まえつつ、さらに「震災記念公園(仮称)基本構想」において整理した公園としての目的・意義に沿って策定されるものとなります。



## II 益城町震災記念公園中心拠点について

### 1. 基本理念（整備目標）

益城町震災記念公園中心拠点の整備にあたっては、下記のような理念を掲げながら、その実現に向けて取組を進めていきます。

- ・ 多くの人々が日常的に親しめる場所であることが重要となるため、『「いのちの記憶」を伝える場』であると同時に「日常的に多くの人に親しまれる場」となっていく。
- ・ 町内の人たちに、「いのちの記憶」を確実に伝え続けられる場所になっていく。
- ・ 町外から来る方にとっての町のゲートウェイでもあることから、町外の方に対しても、平成28年熊本地震の記憶を伝えていく場所になっていく。

### 2. 基本方針

上記の理念を実現するために、下記のような方針を掲げた上で、この方針に沿った場所、機能、整備・運営方法を採用していきます。

- ① 日常的に子どもを連れて人が遊んでいた、催し物が頻繁に行われていたような、町内の人々が日常的に親しみやすい場の整備を目指す
- ② 隣接する「復興まちづくり支援施設」で継承される記憶（くらしの記憶、活動の記憶、大地の記憶）と密に連携しながら、特に「いのちの記憶」が半永続的に継承されるような場の整備を目指す
- ③ 住民自らが親しみと愛情を持って場の維持や記憶の継承を主体的に行っているような場の整備を目指す

また、持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの考え方に沿った公園整備を行っていきます。

### 3. 導入機能の基本的な考え方

#### (1) 導入機能

前述の方針に沿って、整備にあたっては、下記の機能の導入を図ります。

##### ① 緑の広場

- ・ 住民の皆さんが日常的に憩えるための場所として「緑の広場」を整備します。
- ・ この「緑の広場」は、町全体及び都市拠点における緑地の確保という役割も担います。

##### ② 「いのちの記憶」のシンボル

- ・ モニュメントには限りませんが、追悼の想いを寄せられる場所となるよう配慮を行います。

#### (2) 機能導入にあたっての配慮等

また、機能導入にあたっては、特に下記の点に配慮することとします。

- ・ トイレ等については、隣接する復興まちづくり支援施設及び役場新庁舎を利用する。
- ・ 照明施設等については、可能な限り、クリーンなエネルギーを活用する。

### 4. 整備地及び配置計画

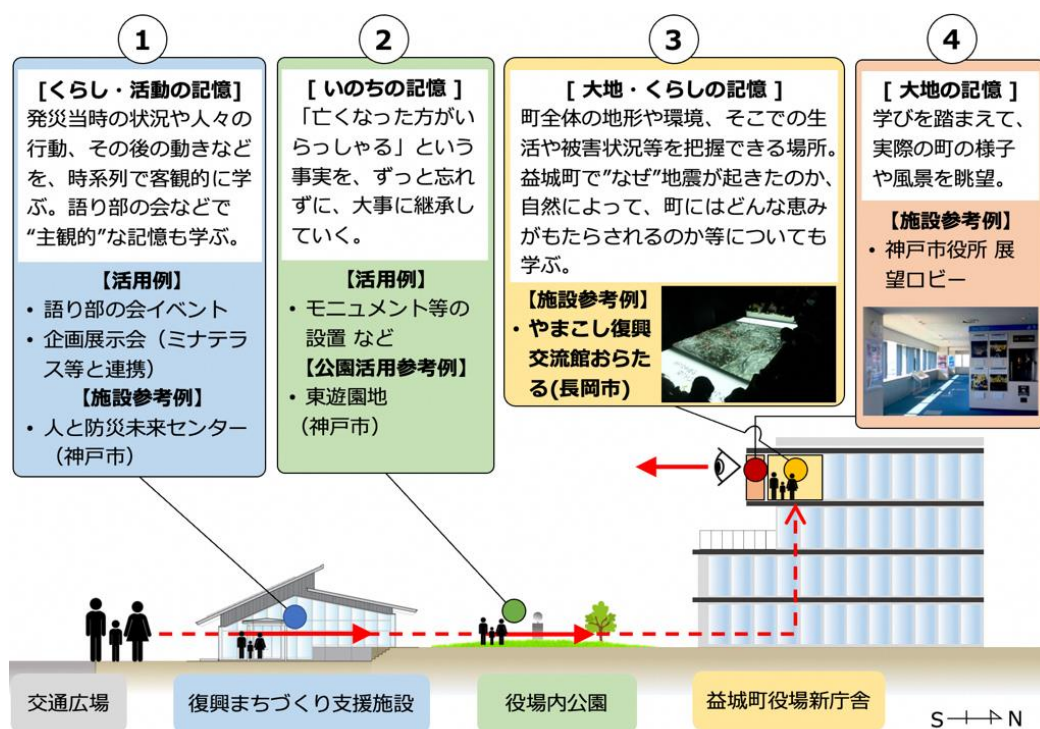
(1) 整備地

中心拠点の整備地については、平日、休日を問わず、多くの人が集まる可能性がある場所として、役場を中心としたエリアを整備地とします。

(2) 配置計画

整備地については、周辺に、役場新庁舎、復興まちづくり支援施設、交通広場等の、町の復興に向けて再築・新築されている施設が存在します。中心拠点の機能配置については、これらの施設との調和を重視しながら、周辺区域の一体性を増進するような配置となるよう、慎重に検討を行っていきます。

また、「誰もが」利用できる公園にするための基本的な配置への配慮(ユニバーサルデザイン、バリアフリー配慮、安全性の配慮等)も行っていきます。






## 5. 整備・運営手法

中心拠点の整備にあたっては、町が主体となりながらも、長く町民に親しまれるデザインであるために、そのデザインについては専門家の知見を活用することとします。また、町民に親しまれる公園とするために、そのデザインのプロセスには、住民が参画できる機会を設けます。

中心拠点の管理については町で実施しますが、その活用や価値の増進のための活動については、住民が主体となって取り組んでいただきたいと思います。なお、その際には、持続可能な手法(剪定枝のリサイクル、消毒剤の減量等)も考慮しながら行われることが望ましいと考えています。

## 6. スケジュール

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度～
基本計画策定			
基本/実施設計 建設工事・竣工			
公園活用開始			

## 7. 財源

基本設計及び中心拠点の管理については、町の予算にて実施します。また、実施設計から工事については、その費用の一部に、都市構造再編集中事業を活用します。

## 8. 法規制

中心拠点は都市公園として位置づけられますので、都市公園法及び益城町都市公園条例の内容を踏まえて整備及び運営を行っていくこととなります。また、多様な人々が利用しやすい公園とするために、バリアフリー法にも基づいた整備を行っていきます。

## 9. (参考) 本基本計画とSDGsの関係性

公園は町民をはじめとする様々な方にとって、健康や暮らしの中にあるやすらぎの場であり、環境等の面においても重要な公共の資源であります。

「暮らし」や「教育」、「環境」、「福祉」等の様々な観点に接点をもつ公園は、SDGsの考え方の中でも、特に以下の項目に深く関わる場所であると考えています。

- ・ 目標3 :すべての人に健康と福祉を
- ・ 目標4 :質の高い教育をみんなに

- 目標7 :エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 目標11:住み続けられるまちづくりを
- 目標12:つくる責任つかう責任
- 目標13:気候変動に具体的な対策を
- 目標15:緑の豊かさを守ろう
- 目標17:パートナーシップで目標を達成しよう

公園という身近な環境から様々な方々に SDGs の考え方や取組に触れていただくことで、公園は SDGs の取組を積極的に推進していく役割を担う場所となります。